

印旛沼流域における雨水浸透施設及び雨水貯留施設
の設置を推進するためのルール

(略称:印旛沼ルール)

平成 24 年 7 月
印旛沼流域水循環健全化会議

印旛沼流域における雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置を推進するためのルール

(前文)

印旛沼は、「恵みの沼」として、印旛沼に関わる全ての人たちの心の拠り所であり、財産であり、命の水の源でもあります。

残念ながら今日の印旛沼は、近年の急激な都市化による生活環境の変化や社会経済活動等の影響により、水質が悪化し、生物多様性も損なわれており、良好な状態であるとは言えません。そこで、印旛沼流域水循環健全化会議では、2010(平成 22)年 1 月に印旛沼流域水循環健全化計画を策定し、“恵みの沼をふたたび”を基本理念に様々な取組を行っているところです。

印旛沼流域の水循環は、高度経済成長期から急激に都市化が進み土地利用が変化したことに伴い変化しました。地表面がアスファルトやコンクリートで覆われたため、地下浸透が少なくなり湧水が減り、平水時の河川流量が減少するとともに、降雨時の表面流出水が増加し、道路冠水等の水害の危険性が高まっています。また、降雨時に市街地から流出する汚濁負荷は、印旛沼の水質汚濁の原因の一つとなっています。

そこで、印旛沼流域水循環健全化会議は、変化させてしまったかつての水循環を取り戻し、この恵みの沼・印旛沼を後世に引き継いでいくために、印旛沼に関わる全ての人たちと手を携え、全力を挙げて印旛沼・流域の再生を図ることを決意し、この「印旛沼流域における雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置を推進するためのルール（以下「本ルール」という。）」を作成します。

なお、本ルールは、強制するものではなく、関係者が自発的に取り組むことを期待するものです。

(目的)

第1条 本ルールは、印旛沼流域水循環健全化計画で重点的に取り組む対策群として定める「雨水を地下に浸透させます」及び「水害から街や交通機関を守ります」を促進させるため、雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置を推進し、印旛沼流域での湧水量の増加及び集中した雨水の流出抑制を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 本ルールの適用範囲は、印旛沼流域とします。

(定義)

第3条 本ルールにおいて、次に掲げる用語の定義を、次の各号に定めます。

- (1) 印旛沼：千葉県成田市、佐倉市、八千代市、印西市、印旛郡酒々井町及び同郡栄町にまたがる湖沼
- (2) 流域市町：千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町及び同郡栄町
- (3) 行政機関：千葉県庁、流域市役所及び流域町役場の関係部署。ただし建築確認審査機関を除く。
- (4) 印旛沼流域：別表 1 に掲げる地域（管渠等により印旛沼に排水が流入する地域を含む。）
- (5) 流域住民等：印旛沼流域内に住所を有する者及び同流域内に建築物を所有する者
- (6) 印旛沼流域水循環健全化会議：印旛沼・流域の再生に向けて、2010(平成 22)年 1 月に策定された「印旛沼流域水循環健全化計画」に従い、流域関係者の連携・協働のもとに着実に計画を推進するために、市民団体、学識者、水利用者及び行政機関で構成された会議（以下「健全化会議」という。）
- (7) 建築物：建築基準法第二条第一号の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。）
- (8) 雨水浸透施設：雨水浸透マス、雨水浸透トレーニング、透水性舗装その他雨水を地下へ浸透させるための施設
- (9) 雨水貯留施設：雨水貯留タンクその他雨水を一時的に貯留するための施設
- (10) 浸透施設設置禁止区域：別表 2 に示す急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害

特別警戒区域その他法令等により浸透施設の設置に適さない区域

- (11) 建築：建築基準法第二条第十三号の建築（建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。）
- (12) 建築主：建築基準法第二条第十六号の建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。）
- (13) 建築関連業者：建物設計者、施工者、不動産取引業者その他の建築に係わるすべての者
- (14) 特定行政庁：建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。）
- (15) 指定確認検査機関：建築基準法第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者
- (16) 建築確認審査機関：特定行政庁及び指定確認検査機関

（健全化会議の役割）

第4条 健全化会議は、印旛沼流域の湧水量の増加及び雨水の流出を抑制するために、雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置を推進する取組を定め、方針を示します。

- 2 健全化会議は、印旛沼流域の湧水量の増加及び雨水の流出を抑制するために、雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置が円滑に推進されるよう、行政機関、流域住民等、建築主、建築関連業者及び指定確認検査機関間の総合調整に努めます。
- 3 健全化会議は、雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置の推進に向けて、流域住民等、建築主、建築関連業者、指定確認検査機関の理解を深めるための啓発活動を行います。
- 4 健全化会議は、別表2に示す「雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置方法等」の内容を適宜更新していきます。

（行政機関の取組内容）

第5条 行政機関の取り組む内容を、次の各号に示します。

- (1) 第1条の目的を達成するため、健全化会議が実施する取組に協力すること。
- (2) 雨水浸透施設を設置すること。ただし、別表2に示す浸透施設設置禁止区域を除く。
- (3) 雨水貯留施設を設置すること。
- (4) 雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置の推進に向けて、流域住民等、建築主、建築関連業者、指定確認検査機関へ啓発活動すること。

（流域住民等及び建築主に協力いただく取組）

第6条 流域住民等及び建築主に協力いただく取組内容を次の各号に示します。

- (1) 第1条の目的を達成するため、健全化会議が実施する取組に協力すること。
- (2) 雨水浸透施設を設置すること。ただし、別表2に示す浸透施設設置禁止区域を除く。
- (3) 雨水貯留施設を設置すること。

（建築関連業者に協力いただく取組）

第7条 建築関連業者に協力いただく取組内容を次の各号に示します。

- (1) 第1条の目的を達成するため、健全化会議が実施する取組に協力すること。
- (2) 印旛沼流域内の土地売買を仲介する際、本ルールの適用範囲であることを提示すること。
- (3) 印旛沼流域内で建築の依頼を受け実施する際、建築主へ雨水浸透施設及び雨水貯留施設設置を勧誘すること。
- (4) 別表2に示す設置方法に沿う方法で、雨水浸透施設及び雨水貯留施設を設置すること。

（建築確認審査機関に協力いただく取組）

第8条 建築確認審査機関に協力いただく内容を次の各号に示します。

- (1) 第1条の目的を達成するため、健全化会議が実施する取組に協力すること。

- (2) 雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置の推進に向けて、建築主及び建築関連業者へ啓発活動をすること。

(雨水浸透施設及び雨水貯留施設の管理者に協力いただく取組)

第9条 雨水浸透施設及び雨水貯留施設の管理者に協力いただく取組を次の各号に示します。

- (1) 雨水浸透施設及び雨水貯留施設の機能を良好に保つため、定期的な点検をすること。
- (2) 年1回以上の頻度での雨水浸透施設及び雨水貯留施設内を清掃すること。

附 則

(適用開始期日)

本ルールは、平成24年7月12日から施行する。

別 表 1

市区町村	丁字
千葉市 若葉区	下泉町,下田町,金親町,古泉町,御成台1丁目,御成台2丁目,御成台3丁目,御成台4丁目,御殿町,更科町,高根町,若松台1丁目,若松台2丁目,若松台3丁目,若松町,小間子町,小倉町,上泉町,西都賀5丁目,千城台東2丁目,千城台東3丁目,千城台東4丁目,大井戸町,谷当町,旦谷町,中田町,中野町,富田町,北谷津町,野呂町,和泉町
千葉市 緑区	あすみが丘1丁目,あすみが丘2丁目,あすみが丘3丁目,あすみが丘東1丁目,あすみが丘東2丁目,あすみが丘東3丁目,あすみが丘東4丁目,下大和田町,高津戸町,高田町,上大和田町,大高町,平川町
船橋市	みやぎ台1丁目,みやぎ台2丁目,みやぎ台3丁目,みやぎ台4丁目,金堀町,古和釜町,高根台1丁目,高根台2丁目,高根台3丁目,高根台4丁目,高根台5丁目,高根台6丁目,高野台1丁目,高野台2丁目,高野台3丁目,高野台4丁目,高野台5丁目,咲が丘1丁目,咲が丘2丁目,咲が丘3丁目,咲が丘4丁目,三咲1丁目,三咲2丁目,三咲3丁目,三咲4丁目,三咲5丁目,三咲6丁目,三咲7丁目,三咲8丁目,三咲9丁目,三咲町,車方町,習志野台1丁目,習志野台2丁目,習志野台3丁目,習志野台4丁目,習志野台5丁目,習志野台6丁目,習志野台7丁目,習志野台8丁目,小室町,小野田町,松が丘1丁目,松が丘2丁目,松が丘3丁目,松が丘4丁目,松が丘5丁目,新高根3丁目,新高根4丁目,神保町,大穴町,大穴南1丁目,大穴南2丁目,大穴南3丁目,大穴南4丁目,大穴南5丁目,大穴北1丁目,大穴北2丁目,大穴北3丁目,大穴北4丁目,大穴北5丁目,大穴北6丁目,大穴北7丁目,大穴北8丁目,大神保町,坪井町,坪井東1丁目,坪井東2丁目,坪井東3丁目,坪井東4丁目,坪井東5丁目,坪井東6丁目,坪井西1丁目,坪井西2丁目,南三咲1丁目,南三咲2丁目,南三咲3丁目,南三咲4丁目,楠が山町,二和西4丁目,二和西6丁目,二和東1丁目,二和東5丁目,二和東6丁目,八木が谷1丁目,八木が谷2丁目,八木が谷3丁目,八木が谷4丁目,八木が谷5丁目,八木が谷町,豊富町,鈴身町
成田市	下方,加良部5丁目,加良部6丁目,橋賀台1丁目,橋賀台2丁目,橋賀台3丁目,吾妻1丁目,吾妻2丁目,吾妻3丁目,公津の杜1丁目,公津の杜2丁目,公津の杜3丁目,公津の杜4丁目,公津の杜5丁目,公津の杜6丁目,江弁須,宗吾1丁目,宗吾2丁目,宗吾3丁目,宗吾4丁目,松崎,上福田,赤坂2丁目,赤坂3丁目,船形,台方,大袋,大竹,八代,飯仲,飯田町,並木町,北須賀,はなのき台1丁目,はなのき台2丁目,はなのき台3丁目
佐倉市	ユーカリが丘1丁目,ユーカリが丘2丁目,ユーカリが丘3丁目,ユーカリが丘4丁目,ユーカリが丘5丁目,ユーカリが丘6丁目,ユーカリが丘7丁目,西ユーカリが丘1丁目,西ユーカ

市区町村	丁字
	リが丘 2 丁目,西ユーカリが丘 3 丁目,西ユーカリが丘 4 丁目,西ユーカリが丘 5 丁目,井野,井野町,稻荷台 1 丁目,稻荷台 2 丁目,稻荷台 3 丁目,稻荷台 4 丁目,印南,羽鳥,臼井,臼井台,臼井台干拓,臼井田,瓜坪新田,栄町,王子台 1 丁目,王子台 2 丁目,王子台 3 丁目,王子台 4 丁目,王子台 5 丁目,王子台 6 丁目,下根,下志津,下志津原,下勝田,海隣寺町,角来,寒風,岩富,岩富町,岩名,吉見,宮ノ台 1 丁目,宮ノ台 2 丁目,宮ノ台 3 丁目,宮ノ台 4 丁目,宮ノ台 5 丁目,宮ノ台 6 丁目,宮小路町,宮前 1 丁目,宮前 2 丁目,宮前 3 丁目,宮内,宮本,江原,江原新田,江原台 1 丁目,江原台 2 丁目,高岡,高崎,最上町,坂戸,山王 1 丁目,山王 2 丁目,山崎,寺崎,七曲,樹木町,春路 1 丁目,春路 2 丁目,将門町,小篠塚,小竹,上座,上志津,上志津原,上勝田,上代,上別所,城,城内町,新臼井田,新町,神門,生谷,西御門,西志津 1 丁目,西志津 2 丁目,西志津 3 丁目,西志津 4 丁目,西志津 5 丁目,西志津 6 丁目,西志津 7 丁目,西志津 8 丁目,青菅,石川,先崎,千成 1 丁目,千成 2 丁目,千成 3 丁目,染井野 1 丁目,染井野 2 丁目,染井野 3 丁目,染井野 4 丁目,染井野 5 丁目,染井野 6 丁目,染井野 7 丁目,太田,大佐倉,大崎台 1 丁目,大崎台 2 丁目,大崎台 3 丁目,大崎台 4 丁目,大崎台 5 丁目,大作 1 丁目,大作 2 丁目,大篠塚,大蛇町,中志津 1 丁目,中志津 2 丁目,中志津 3 丁目,中志津 4 丁目,中志津 5 丁目,中志津 6 丁目,中志津 7 丁目,中尾余町,長熊,直弥,坪山新田,鏑木仲田町,鏑木町,鏑木町 1 丁目,鏑木町 2 丁目,天辺,田町,土浮,藤治台,藤沢町,内田,鍋山町,南ユーカリが丘,南臼井台,馬渡,萩山新田,萩山新田干拓,白銀 1 丁目,白銀 2 丁目,白銀 3 丁目,白銀 4 丁目,八幡台 1 丁目,八幡台 2 丁目,八幡台 3 丁目,八木,畔田,飯重,飯塚,飯田,飯野,飯野町,表町 1 丁目,表町 2 丁目,表町 3 丁目,表町 4 丁目,並木町,米戸,本町,木野子,野狐台町,弥勒町,裏新町,六崎
八千代市	ゆりのき台 1 丁目,ゆりのき台 2 丁目,ゆりのき台 3 丁目,ゆりのき台 4 丁目,ゆりのき台 5 丁目,ゆりのき台 6 丁目,ゆりのき台 7 丁目,ゆりのき台 8 丁目,下高野,下市場 1 丁目,下市場 2 丁目,萱田,萱田町,吉橋,桑橋,桑納,佐山,勝田台 1 丁目,勝田台 7 丁目,勝田台南 1 丁目,小池,上高野,真木野,神久保,神野,村上,村上団地,大学町 1 丁目,大学町 2 丁目,大学町 3 丁目,大学町 4 丁目,大学町 5 丁目,大学町 6 丁目,大和田新田,島田,島田台,麦丸,平戸,米本,米本団地,保品,緑が丘 1 丁目,緑が丘 2 丁目,緑が丘 3 丁目,緑が丘 4 丁目,緑が丘 5 丁目,<村上南 1 丁目,村上南 2 丁目,村上南 3 丁目,村上南 4 丁目,村上南 5 丁目(以上旧辺田前土地区画整理事業地内)>,<勝田台北 1 丁目,勝田台北 2 丁目,勝田台北 3 丁目(以上旧村上,勝田,下市場の一部)>
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷 1 丁目,鎌ヶ谷 2 丁目,鎌ヶ谷 3 丁目,鎌ヶ谷 4 丁目,鎌ヶ谷 5 丁目,鎌ヶ谷 6 丁目,鎌ヶ谷 7 丁目,鎌ヶ谷 8 丁目,東初富 1 丁目,東初富 2 丁目,東初富 3 丁目,東初富 4 丁目,東初富 5 丁目,東初富 6 丁目,丸山 1 丁目,丸山 2 丁目,東鎌ヶ谷 1 丁目,東鎌ヶ谷 2 丁目,東鎌ヶ谷 3 丁目,右京塚
四街道市	さちが丘 1 丁目,さちが丘 2 丁目,つくし座 1 丁目,つくし座 2 丁目,つくし座 3 丁目,みそら 1 丁目,みそら 2 丁目,みそら 3 丁目,みそら 4 丁目,みのり町,めいわ 1 丁目,めいわ 2 丁目,めいわ 3 丁目,めいわ 4 丁目,めいわ 5 丁目,旭ヶ丘 1 丁目,旭ヶ丘 2 丁目,旭ヶ丘 3 丁目,旭ヶ丘 4 丁目,旭ヶ丘 5 丁目,萱橋,亀崎,吉岡,栗山,山梨,四街道,四街道 1 丁目,四街道 2 丁目,四街道 3 丁目,鹿渡,中央,小名木,上野,成山,千代田 1 丁目,千代田 2 丁目,千代田 3 丁目,千代田 4 丁目,千代田 5 丁目,大日,鷹の台 1 丁目,鷹の台 2 丁目,鷹の台 3 丁目,鷹の台 4 丁目,池花 1 丁目,池花 2 丁目,中台,中野,長岡,内黒田,南波佐間,美しが丘 1 丁目,美しが丘 2 丁目,美しが丘 3 丁目,物井,もねの里 2 丁目,もねの里 3 丁目,和田,和良比
八街市	みどり台,榎戸,岡田,沖,雁丸,希望が丘,吉倉,根古谷,砂,山田台,四木,小谷流,上砂,勢田,泉台,大関,大谷流,滝台,朝日,東吉田,八街い,八街ろ,八街は,八街に,八街ほ,八街へ,富山,文違,用草

市区町村	丁字
印西市	浦幡新田,結縁寺,原 2 丁目,原 3 丁目,原 4 丁目,原山 1 丁目,原山 2 丁目,原山 3 丁目,戸神,戸神台,高花 1 丁目,高花 2 丁目,高花 3 丁目,高花 4 丁目,高花 5 丁目,高花 6 丁目,高西新田,小倉台 1 丁目,小倉台 2 丁目,小倉台 3 丁目,小林,小林浅間 1 丁目,小林浅間 2 丁目,小林浅間 3 丁目,小林大門下 1 丁目,小林大門下 2 丁目,小林大門下 3 丁目,小林北 1 丁目,小林北 2 丁目,小林北 3 丁目,小林北 4 丁目,小林北 5 丁目,小林北 6 丁目,松崎,西の原 1 丁目,西の原 2 丁目,西の原 3 丁目,泉,船尾,草深,多々羅田,竹袋,中央北,内野 1 丁目,内野 2 丁目,内野 3 丁目,武西学園台,平岡,木下,木下東 1 丁目,木下東 2 丁目,木下東 3 丁目,木下東 4 丁目,木刈 4 丁目,木刈 5 丁目,木刈 6 丁目,鎌苅,岩戸,吉高,吉田,山田,師戸,若萩 1 丁目,若萩 2 丁目,若萩 3 丁目,若萩 4 丁目,松虫,瀬戸,造谷,大廻,萩原,美瀬 1 丁目,美瀬 2 丁目,舞姫 1 丁目,舞姫 2 丁目,舞姫 3 丁目,平賀,平賀学園台 1 丁目,平賀学園台 2 丁目,平賀学園台 3 丁目,安食卜杭,下曾根,角田,笠神,荒野,酒直卜杭,将監,本埜小林,松木,滝,中根,萩埜,物木,竜腹寺
白井市	木,けやき台 1 丁目,けやき台 2 丁目,河原子,根,桜台 1 丁目,桜台 2 丁目,桜台 3 丁目,笹塚 1 丁目,笹塚 2 丁目,笹塚 3 丁目,七次台 1 丁目,七次台 2 丁目,七次台 3 丁目,七次台 4 丁目,十余一,神々廻,清戸,清水口 1 丁目,清水口 2 丁目,清水口 3 丁目,折立,大山口 1 丁目,大山口 2 丁目,大松,谷田,池の上 1 丁目,池の上 2 丁目,池の上 3 丁目,中,南山 1 丁目,南山 2 丁目,南山 3 丁目,白井,富士,武西,復,平塚,堀込 1 丁目,堀込 2 丁目,堀込 3 丁目,野口
富里市	御料,高松,七栄,十倉,新橋,新中沢,中沢,美沢,立沢,立沢新田、高野
酒々井町	ふじき野 1 丁目,ふじき野 2 丁目,ふじき野 3 丁目,伊篠,伊篠新田,下岩橋,下台,今倉新田,篠山新田,酒々井,上岩橋,上本佐倉,上本佐倉 1 丁目,中央台 1 丁目,中央台 2 丁目,中央台 3 丁目,中央台 4 丁目,中川,東酒々井 1 丁目,東酒々井 2 丁目,東酒々井 3 丁目,東酒々井 4 丁目,東酒々井 5 丁目,東酒々井 6 丁目,馬橋,柏木,飯積,尾上,墨,本佐倉
栄町	安食,安食 1 丁目,安食 2 丁目,安食 3 丁目,須賀,龍角寺,酒直,安食台 1 丁目,安食台 2 丁目,安食台 3 丁目,安食台 4 丁目,安食台 5 丁目,安食台 6 丁目,酒直台 1 丁目,酒直台 2 丁目,南ヶ丘 1 丁目,南ヶ丘 2 丁目,西,布太,三和,生板鍋子新田,布鎌酒直,和田,押付,曾根,南

別 表 2

雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置方法を下表に示します。ただし、設置を行おうとする当該流域市町で基準を設けている場合は、それを優先としてください。

雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置方法	
1 設置基準	<p><雨水浸透施設></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 雨水浸透マス <ul style="list-style-type: none"> ・雨樋ごとに浸透施設を設置 (2) 雨水浸透トレンチ <ul style="list-style-type: none"> ・マスから側溝又は下水管等への間に設置 (3) 透水性舗装 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場等に設置 <p><雨水貯留施設></p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 雨水貯留タンク <ul style="list-style-type: none"> ・雨樋一箇所以上に設置 <p>設置概要図（図-1）参照</p>
2 設置工事	<p><雨水浸透施設></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 雨水浸透マス及び雨水浸透トレンチは、できるだけ屋根に降った雨のみが流入する構造で周辺に碎石を敷設 (2) 雨水浸透マスの蓋は、密閉蓋（穴の開いていない蓋）を使用 <p><雨水貯留施設></p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 雨水貯留タンクは、できるだけ屋根に降った雨のみが流入する構造
3 浸透施設設置禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> (1) 急傾斜地崩壊危険区域 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (3) 2m以上の急傾斜面（30°以上）に隣接している宅地において、斜面から高さの2倍以内の区域 (4) その他、各流域市町で設置を禁止している区域 <p>浸透施設設置禁止区域図（図-2）参照</p>

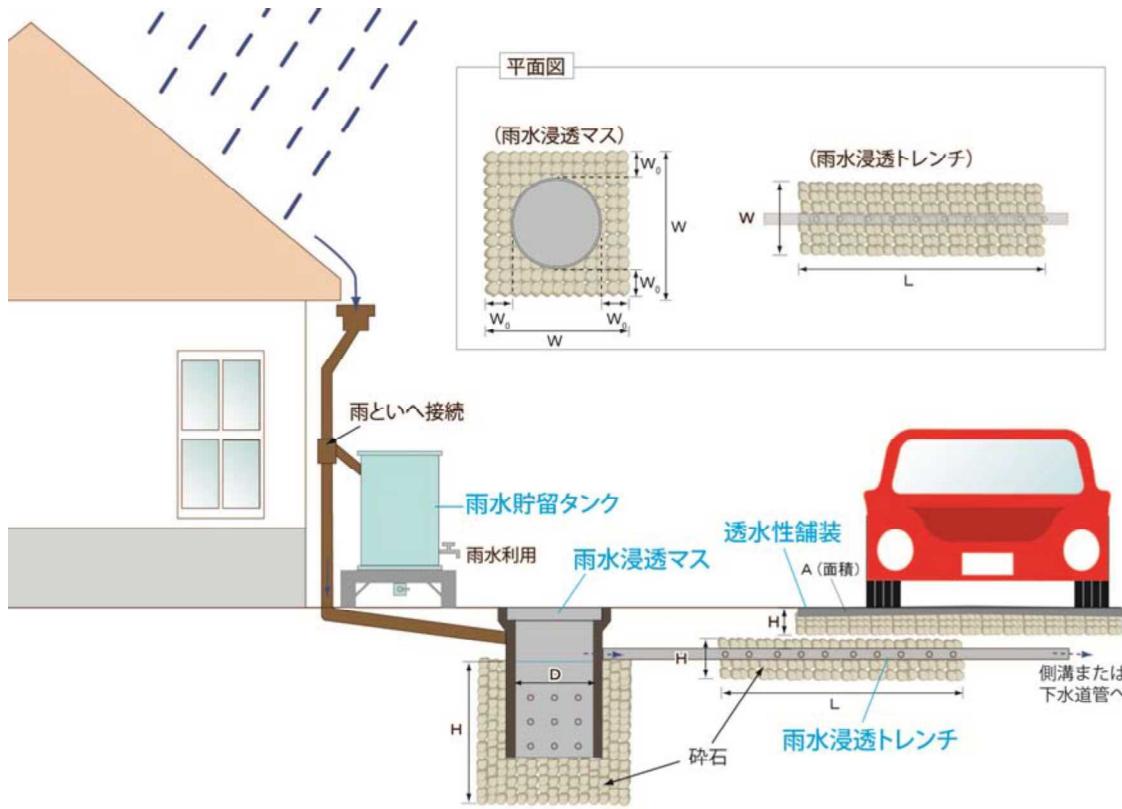


図-1 設置概要図

<参考：浸透施設の規格>

表1 想定降雨量と屋根面積等に対する浸透施設の参考規格

屋根面積 (A)	雨水浸透マス			雨水浸透トレンチ		透水性舗装	
	施設幅 ^{※1} (W)	マス直径 ^{※1} (D)	浸透量 ^{※2} (影響係数考慮)	延長 ^{※1} (L)	浸透量 ^{※2} (影響係数考慮)	面積 (R)	浸透量 ^{※2} (影響係数考慮)
m ²	m	m	m ³ /h/個	m	m ³ /h	m ²	m ³ /h
10	0.3	0.1	0.24	1	0.23	10	0.10
15	0.4	0.2	0.30	1.5	0.35	15	0.16
20	0.6	0.4	0.42	2	0.47	20	0.21
25	0.8	0.6	0.54	2.5	0.59	25	0.26
30	0.9	0.7	0.60	3	0.70	30	0.31

※1 想定降雨量 (20mm/h) に対して、表2に示す係数を用いて下記の浸透施設の算出式で算出した参考値

※2 上記1で算出した浸透施設に対して、表2に示す係数を用いて下記の浸透量の算出式で算出した参考値

表2 各種設定係数

係数名	単位	係数			備考
		雨水浸透 マス	雨水浸透 トレンチ	透水性 舗装	
飽和透水 係数	Ko m/h		0.1		流域での既往 調査結果 [*]
影響係数	C —	0.648	0.810	0.081	K1*K2*a
目詰まり	K1 —	0.9	0.9	0.9	千葉県における宅 地開発等に伴う雨 水排水貯留浸透計 画策定の手引
地下水位	K2 —	0.9	0.9	0.9	
安全率	a —	0.8	1.0	0.1	
比浸透量 算出係数	a —	0.120	3.093	0.014	雨水浸透施 設技術指針(案)
	b —	0.985	1.34	1.287	
	c —	7.837	0.677	—	
	d —	0.82	—	—	
	e —	2.858	—	—	
	f —	-0.283	—	—	
設計水頭	H m	0.8	0.50	0.30	参考値
施設幅	W m	W ₀ =0.1	0.50	—	参考値

※飽和透水係数は、既往の調査結果等を元に設定した数値であり、
地盤や地下水など状況による係数は異なります。

<浸透施設の算出式>

※設定条件

屋根面積 (m²) = A

想定降雨量 (mm/hr) = R

$$\text{雨水浸透マス 直径 (m)} D = \frac{(R/1000*A) / (C*Ko) - (bH^2 + dH + f)}{(aH^2 + cH + e)} - 2*W_0$$

$$\text{雨水浸透トレンチ 延長 (m)} L = \frac{(R/1000*A)}{C*Ko*(aH + bW + c)}$$

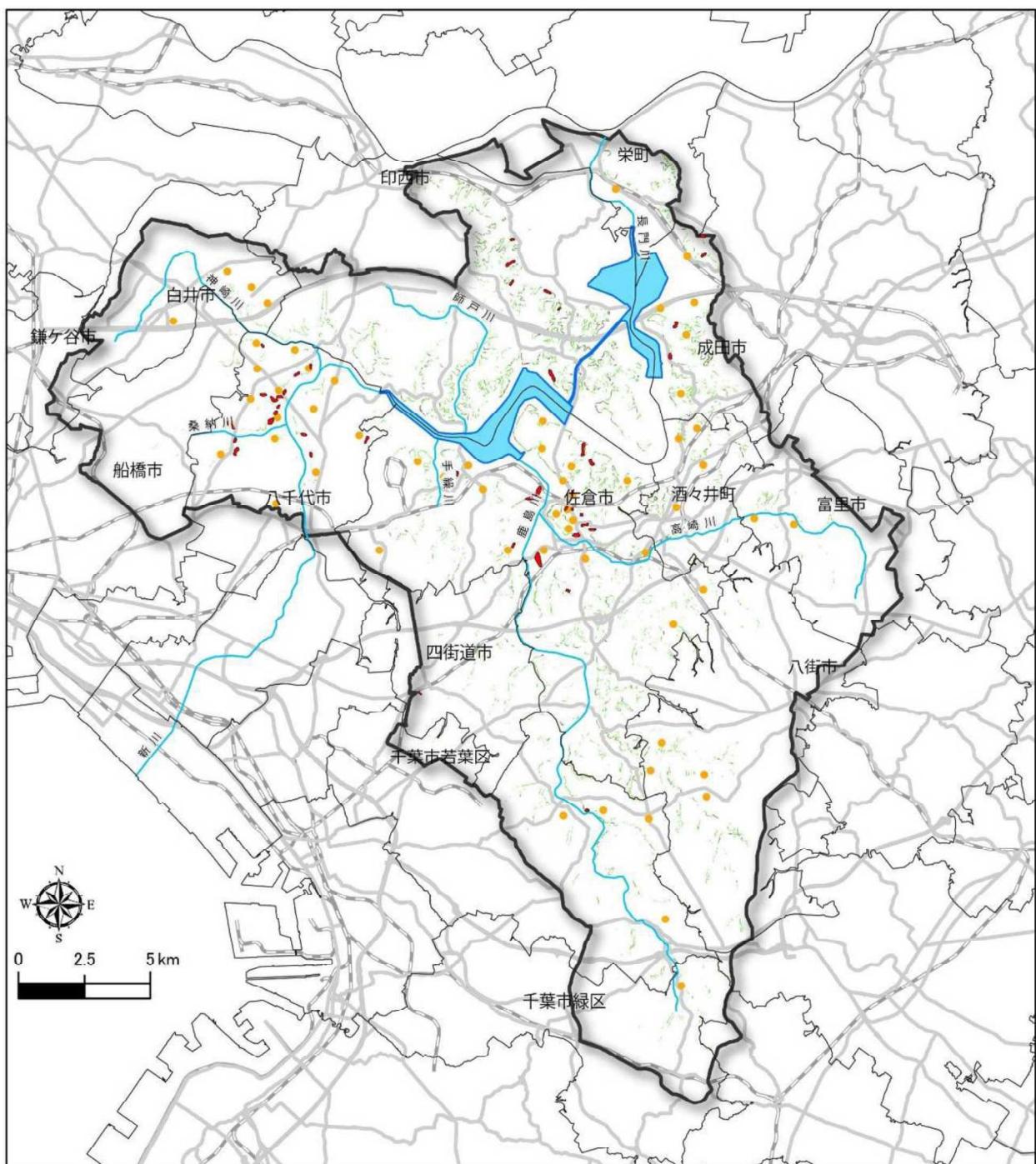
<浸透量の算出式>

$$\text{雨水浸透マス 浸透量 (m}^3/\text{h 個}) = Ko * ((aW + b) * H^2 + (cW + d) * H + (eW + f)) * C$$

$$\text{雨水浸透トレンチ 浸透量 (m}^3/\text{h}) = Ko * (aH + (bW + c)) * C * L$$

$$\text{透水性舗装 浸透量 (m}^3/\text{h}) = Ko * (aH + b) * C * A$$

出典：雨水浸透施設技術指針（案）を元に作成



凡例	<浸透施設の設置はできない区域>		<傾斜角>	
	○ 役所	■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 傾斜角が20°以上30°未満の区域 (浸透施設の設置を行おうとする際は、 地元自治体に相談するべき区域)	■ 傾斜角が30°以上の区域 (浸透施設の設置を避けるべき区域)
市町村界 (印旛沼周辺)		■ 急傾斜地崩壊危険区域		
印旛沼水域		■ 土砂災害警戒区域及び土砂災害 特別警戒区域		
主要河川				
流域界				
道路 (主要道)				
鉄道				

※区域の詳細な位置は、千葉県のホームページ
ページを参照
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kankyou-kendo/kendozukuri/saigai/sabou/index.html>

図-2 浸透施設設置禁止区域図¹

※この他にも、浸透施設の設置に適さない区域(土壤汚染が予想される土地等)がある可能性があるため、本図は参考資料として扱うこと。

¹ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況:千葉土木事務所管内 平成22年10月時点 葛南土木事務所管内 平成20年4月時点
東葛飾土木事務所管内 平成18年10月時点 印旛土木事務所管内 平成21年3月時点
成田土木事務所管内 平成20年時点

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況:2011(平成23)年12月時点

傾斜角:国土地理院 10m メッシュ標高データより、隣接するメッシュとの標高差から最大傾斜角を算出

卷末資料

2010(平成22)年2月4日、佐倉市民音楽ホールで第7回印旛沼再生行動大会が開催されました。千葉県知事及び流域市町村長は、印旛沼・流域の健全な水循環系を再生し、次世代の子ども達に継承するため、ともに行動していくことを宣言し、「印旛沼再生宣言書」に署名しました。

本ルールはこの宣言に基づく取組の一つです。

「印旛沼再生宣言」

私たちは、水清く、自然豊かで、活力と誇りにあふれる印旛沼とその流域を再生し、次世代に生きる子どもたちに引き継いでいくため、次のことを宣言します。

私たちは、2010年1月に策定された「印旛沼流域水循環健全化計画」で定められた基本理念「恵みの沼をふたたび」のもと、以下の目標を共有します。

- ・良質な飲み水の源 印旛沼・流域
- ・遊び、泳げる印旛沼・流域
- ・ふるさとの生き物をはぐくむ印旛沼・流域
- ・大雨でも安心できる印旛沼・流域
- ・人が集い、人と共生する印旛沼・流域

さらに、私たちは、緊密な連携を保ち、本計画の目標年次である2030年に向け、所定の取り組みを継続して実践します。

2010年2月4日

※2010(平成22)年3月23日に印西市、印旛村及び本塙村が合併し、印西市となりました。

千葉県知事 丹羽健作

千葉市長 熊谷俊人

船橋市長 藤代厚七

成田市長 小泉一成

佐倉市長 萩和雄

八千代市長 豊田俊郎

鎌ヶ谷市長 清水聖士

四街道市長 山本泰司

職務代理者
四街道市副市長 長谷川健一

八街市長 山崎山洋

印西市長 横山久雅子

白井市長 富里堅三治

酒々井町長 小坂泰久

印旛村長 経藤常一

本塙村長 小川善之

職務代理者
本塙村参事 川原義之